

目次

○	雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）（抄）（第一条関係）	1
○	予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）（抄）（第二条関係）	2
○	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）（第三条関係）	3
○	公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）（抄）（第四条関係）	4
○	財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）（抄）（第四条関係）	5
○	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第四条関係）	6
○	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）（抄）（第四条関係）	7
○	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第五条関係）	8

○ 雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律施行令</p> <p>（職業転換給付金の支給）</p> <p>第一条 職業転換給付金の支給は、次の区分に従い、国及び都道府県が行うものとする。</p> <p>一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十八条第一号、第三号及び第四号に掲げる給付金並びに次条の給付金 国</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>雇用対策法施行令</p> <p>（職業転換給付金の支給）</p> <p>第一条 職業転換給付金の支給は、次の区分に従い、国及び都道府県が行うものとする。</p> <p>一 雇用対策法（以下「法」という。）第十八条第一号、第三号及び第四号に掲げる給付金並びに次条の給付金 国</p> <p>二・三 （略）</p>

○ 予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 各省各庁の長（<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u>）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、当分の間、<u>会計法（昭和二十二年法律第三十五号）</u>以下「法」という。）<u>第十七条の規定により、次に掲げる経費について、主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</u></p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）</u>第十八条の規定による<u>職業転換給付金（同条第二号及び第五号に掲げる給付金にあつては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）第一条第二号に規定する者に係るものに限る。）</u></p> <p>五 八 （略）</p> <p>②・③ （略）</p>	<p>第一条 各省各庁の長（<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u>）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、当分の間、<u>会計法（昭和二十二年法律第三十五号）</u>以下「法」という。）<u>第十七条の規定により、次に掲げる経費について、主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</u></p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 <u>雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）</u>第十八条の規定による<u>職業転換給付金（同条第二号及び第五号に掲げる給付金にあつては、雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）第一条第二号に規定する者に係るものに限る。）</u></p> <p>五 八 （略）</p> <p>②・③ （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第七百一条の三十一第一項第五号の国の雇用に関する助成に係る者）</p> <p>第五十六条の十七の二 法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する国の雇用に関する助成に係る者で政令で定めるものは、次に掲げる者で総務省令で定めるものとする。</p> <p>一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第三号若しくは第六号又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）第二条第二号の規定に基づき高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者</p> <p>二 雇用保険法第六十三条第一項第三号又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条第五号に規定する作業環境に適應させるための訓練を受けた者</p> <p>三 （略）</p>	<p>（法第七百一条の三十一第一項第五号の国の雇用に関する助成に係る者）</p> <p>第五十六条の十七の二 法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する国の雇用に関する助成に係る者で政令で定めるものは、次に掲げる者で総務省令で定めるものとする。</p> <p>一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第三号若しくは第六号又は雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）第二条第二号の規定に基づき高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者</p> <p>二 雇用保険法第六十三条第一項第三号又は雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条第五号に規定する作業環境に適應させるための訓練を受けた者</p> <p>三 （略）</p>

○ 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法律による給付等との調整） 第七条 法第十四条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。 一 一〇二十三（略） 二 二四 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号） 三 二五 一〇三十（略） 四 二（略）</p>	<p>（他の法律による給付等との調整） 第七条 法第十四条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。 一 一〇二十三（略） 二 二四 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号） 三 二五 一〇三十（略） 四 二（略）</p>

○ 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第五条関係） 一～十八（略） 十九 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号） 第二十條の規定による負担金 二十～百十六（略）</p>	<p>別表第一（第五条関係） 一～十八（略） 十九 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）第二十條の規定による負担金 二十～百十六（略）</p>

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇百九十八（略）</p> <p>百九十九 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）</p> <p>二百〇四百五十（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇百九十八（略）</p> <p>百九十九 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）</p> <p>二百〇四百五十（略）</p>

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定</p> <p>八 五 （略）</p>	<p>（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定</p> <p>八 五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（職業安定局の所掌事務）</p> <p>第八条 職業安定局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。</p> <p>二（略）</p> <p>十一 第二号から前号までに掲げるもののほか、職業の安定に関すること。</p> <p>十二（略）</p> <p>十三（略）</p> <p>2 雇用開発部は、前項第五号から第八号までに掲げる事務、同項第九号に掲げる事務（派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。第七十八条第二号及び第八十一条第三号において「請負労働者」という。）の雇う管理の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）並びに外国人の雇用に係る事項について事業主その他の関係者に対して行う必要な助言その他の措置に関するものを除く。）及び同項第十二号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 前項第三号に掲げる事務のうち政府が行う障害者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関するものを除く。）。</p> <p>二 前項第四号に掲げる事務のうち港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。</p> <p>三 前項第十一号に掲げる事務のうち炭鉱労働者、日雇労働者、就職が困難な者、高炭鉱労働者及び炭鉱離職者、</p>	<p>（職業安定局の所掌事務）</p> <p>第八条 職業安定局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（新設）</p> <p>一（略）</p> <p>九（略）</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、職業の安定に関すること。</p> <p>十一（略）</p> <p>十二（略）</p> <p>十三（略）</p> <p>2 雇用開発部は、前項第四号から第七号までに掲げる事務、同項第八号に掲げる事務（派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。第七十八条第二号及び第八十一条第三号において「請負労働者」という。）の雇う管理の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）並びに外国人の雇用に係る事項について事業主その他の関係者に対して行う必要な助言その他の措置に関するものを除く。）及び同項第十一号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 前項第二号に掲げる事務のうち政府が行う障害者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関するものを除く。）。</p> <p>二 前項第三号に掲げる事務のうち港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。</p> <p>三 前項第十号に掲げる事務のうち炭鉱労働者、日雇労働者、就職が困難な者、高炭鉱労働者及び炭鉱離職者、</p>

年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。第八十二条において同じ。））、障害者並びに季節的に雇用される労働者の職業の安定に関すること。

（雇用政策課の所掌事務）

第七十五条 雇用政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

二 五 （略）

（外国人雇用対策課の所掌事務）

第七十九条 外国人雇用対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 第八条第一項第十一号に掲げる事務のうち外国人の職業の安定に関すること。

年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。第八十二条において同じ。））、障害者並びに季節的に雇用される労働者の職業の安定に関すること。

（雇用政策課の所掌事務）

第七十五条 雇用政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一 四 （略）

（外国人雇用対策課の所掌事務）

第七十九条 外国人雇用対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 第八条第一項第十号に掲げる事務のうち外国人の職業の安定に関すること。